

(大気関係)

種 別	項 目	管 理 濃 度	
作業環境 管理濃度 昭和63年 労働省告示 第79号	1	土石、岩石、鉱物、 金属または炭素の粉じん 次の式により算定される値 E=3.0/(1.19Q+1) E：管理濃度(mg/m <sup>3</sup> ) Q：当該粉じんの遊離 けい酸含有率(%)	
	2	アクリルアミド	0.1mg/m <sup>3</sup>
	3	アクリロニトリル	2ppm
	4	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基またはエチル基である物に限る)	水銀として0.01mg/m <sup>3</sup>
	4の2	エチルベンゼン	20ppm
	5	エチレンイミン	0.05ppm
	6	エチレンオキシド	1ppm
	7	塩化ビニル	2ppm
	8	塩素	0.5ppm
	9	塩素化ビフェニル(別名:PCB)	0.01mg/m <sup>3</sup>
	9の2	オルト-トルイジン	1ppm
	9の3	オルト-フタロジニトリル	0.01mg/m <sup>3</sup>
	10	カドミウムおよびその化合物	カドミウムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
	11	クロム酸およびその塩	クロムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
	11の2	クロロホルム	3ppm
	12	五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03mg/m <sup>3</sup>
	12の2	コバルト及びその無機化合物	コバルトとして0.02mg/m <sup>3</sup>
	13	コールタール	ベンゼン可溶性成分として0.2mg/m <sup>3</sup>
	13の2	酸化プロピレン	2ppm
	13の3	三酸化二アンチモン	アンチモンとして0.1mg/m <sup>3</sup>
	14	シアン化カリウム	シアンとして3mg/m <sup>3</sup>
	15	シアン化水素	3ppm
	16	シアン化ナトリウム	シアンとして3mg/m <sup>3</sup>
	16の2	四塩化炭素	5ppm
	16の3	1,4-ジオキサン	10ppm
	16の4	1,2-ジクロロエタン (別名：二塩化エチレン)	10ppm
	17	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m <sup>3</sup>
	17の2	1,2-ジクロロプロパン	1ppm
	17の3	ジクロロメタン(別名:二塩化メチレン)	50ppm
	17の4	ジメチル-2,2-ジクロロビニル ホスフェイト (別名:DDVP)	0.1mg/m <sup>3</sup>
	17の5	1,1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm
	18	臭化メチル	1ppm
19	重クロム酸およびその塩	クロムとして0.05mg/m <sup>3</sup>	
20	水銀およびその無機化合物 (硫化水銀を除く)	水銀として0.025mg/m <sup>3</sup>	
20の2	スチレン	20ppm	
20の3	1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名：四塩化アセチレン)	1ppm	
20の4	テトラクロロエチレン (別名:パークロルエチレン)	25ppm	
20の5	トリクロロエチレン	10ppm	
21	トリレンジイソシアネート	0.005ppm	
21の2	ナフタレン	10ppm	
21の3	ニッケル化合物(ニッケルカルボ ニルを除き、粉状のものに限る)	ニッケルとして0.1mg/m <sup>3</sup>	
22	ニッケルカルボニル	0.001ppm	

種 別	項 目	管 理 濃 度	
作業環境 管理濃度 昭和63年 労働省告示 第79号	23	ニトログリコール	0.05ppm
	24	パラ-ニトロクロロベンゼン	0.6mg/m <sup>3</sup>
	24の2	砒素およびその化合物 (アルシンおよび砒化ガリウムを除く)	砒素として0.003mg/m <sup>3</sup>
	25	弗化水素	0.5ppm
	26	ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm
	27	ベリリウムおよびその化合物	ベリリウムとして0.001mg/m <sup>3</sup>
	28	ベンゼン	1ppm
	28の2	ベンゾトリクロリド	0.05ppm
	29	ベンタクロルフェノール(別名:PCP) およびそのナトリウム塩	ベンタクロルフェノールとして 0.5mg/m <sup>3</sup>
	29の2	ホルムアルデヒド	0.1ppm
	30	マンガンおよびその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く)	マンガンとして0.2mg/m <sup>3</sup>
	30の2	メチルイソブチルケトン	20ppm
	31	沃化メチル	2ppm
	31の2	リフラクトリーセラミックファイバー	5μm以上の繊維として0.3本/cm <sup>3</sup>
	32	硫化水素	1ppm
	33	硫酸ジメチル	0.1ppm
	33の2	石綿	5μm以上の繊維として0.15本/cm <sup>3</sup>
	34	鉛およびその化合物	鉛として0.05mg/m <sup>3</sup>
	35	アセトン	500ppm
	36	イソブチルアルコール	50ppm
	37	イソプロピルアルコール	200ppm
	38	イソペンチルアルコール (別名:イソアミルアルコール)	100ppm
	39	エチルエーテル	400ppm
	40	エチレンジクロルモノエチルエーテル (別名:セロソルブ)	5ppm
	41	エチレンジクロルモノエチルエーテルアセテート (別名:セロソルブアセテート)	5ppm
	42	エチレンジクロルモノノルマルブチルエーテル (別名:ブチルセロソルブ)	25ppm
	43	エチレンジクロルモノメチルエーテル (別名:メチルセロソルブ)	0.1ppm
	44	オルト-ジクロロベンゼン	25ppm
	45	キシレン	50ppm
	46	クレゾール	5ppm
	47	クロロベンゼン	10ppm
	48	酢酸イソブチル	150ppm
	49	酢酸イソプロピル	100ppm
	50	酢酸イソペンチル(別名:酢酸イソアミル)	50ppm
	51	酢酸エチル	200ppm
	52	酢酸ノルマルブチル	150ppm
	53	酢酸ノルマルプロピル	200ppm
	54	酢酸ノルマルペンチル (別名:酢酸ノルマルアミル)	50ppm
	55	酢酸メチル	200ppm
	56	シクロヘキサノール	25ppm
	57	シクロヘキサノン	20ppm
	58	1,2-ジクロロエチレン (別名:二塩化アセチレン)	150ppm

〈大気関係〉

種 別	項 目	管 理 濃 度	
作 業 環 境 管 理 濃 度 昭和63年 労働省告示 第79号	59	N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm
	60	テトラヒドロフラン	50ppm
	61	1,1,1-トリクロロエタン	200ppm
	62	トルエン	20ppm
	63	二硫化炭素	1ppm
	64	ノルマルヘキサノール	40ppm
	65	1-ブタノール	25ppm
	66	2-ブタノール	100ppm
	67	メタノール	200ppm
	68	メチルエチルケトン	200ppm
	69	メチルシクロヘキサノール	50ppm
	70	メチルシクロヘキサノン	50ppm
	71	メチルノルマルブチルケトン	5ppm
		ダイオキシン類	2.5pg-TEQ/m <sup>3</sup>
		インジウム化合物	(選定すべき呼吸用保護具の基準あり)
	備考：この表の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。		

種 別	項 目	室内濃度指針値
室内濃度に関する指針値 〔μg/m <sup>3</sup> 以下 (ppm以下)〕 厚生労働省	ホルムアルデヒド	100 (0.08)
	アセトアルデヒド	48 (0.03)
	トルエン	260 (0.07)
	キシレン	200 (0.05)
	エチルベンゼン	3800 (0.88)
	スチレン	220 (0.05)
	パラジクロロベンゼン	240 (0.04)
	テトラデカン	330 (0.04)
	クロルピリホス	1(0.07ppb) * 小児0.1(0.007ppb)
	フェノブカルブ	33 (3.8ppb)
	ダイアジノン	0.29 (0.02ppb)
	フタル酸ジ-n-ブチル	17 (1.5ppb)
	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 (6.3ppb)
	総揮発性有機化合物量(TVOC)	400 (暫定目標値)

※両単位の換算は、25℃の場合による。

種 別	項 目	基 準 値
建築物環境衛生管理基準 昭和45年 政令 304号 (床面積3000 m <sup>2</sup> 以上の建物等)	浮遊粉じん	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下
	CO	10ppm以下
	CO <sub>2</sub>	1,000ppm以下
	温 度	17~28℃
	相対湿度	40~70%
	気 流	0.5m/s以下
	ホルムアルデヒド※	0.1mg/m <sup>3</sup> 以下

※建築、大規模の修繕、模様替の完了後、建築物の使用を開始した日以降最初に到来する測定期間(6/1~9/30までの期間)中に1回

〈廃 棄 物〉

ばいじん等の処理基準 ダイオキシン類 (単位はTEQ換算) 平成12年 厚生省令第1号		3 ng/g		
種 別	1. 埋立処分に関する判定基準			
	項 目	燃え殻・鉱さい・ばいじん	汚 泥	
有害物質を含む産業廃棄物の判定基準 昭和48年 総理府令第5号 (mg/l以下)	1	アルキル水銀化合物	不検出	不検出
		水銀又はその化合物	0.005	0.005
	2	カドミウム又はその化合物	0.09	0.09
	3	鉛又はその化合物	0.3	0.3
	4	有機燐化合物	—	1
	5	六価クロム化合物	1.5	1.5
	6	砒素又はその化合物	0.3	0.3
	7	シアン化合物	—	1
	8	ポリ塩化ビフェニル	—	0.003
	9	トリクロロエチレン	—	0.1
	10	テトラクロロエチレン	—	0.1
	11	ジクロロメタン	—	0.2
	12	四塩化炭素	—	0.02
	13	1,2-ジクロロエタン	—	0.04
	14	1,1-ジクロロエチレン	—	1
	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4
	16	1,1,1-トリクロロエタン	—	3
	17	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06
	18	1,3-ジクロロプロペン	—	0.02
	19	チウラム	—	0.06
	20	シマジン	—	0.03
	21	チオベンカルブ	—	0.2
	22	ベンゼン	—	0.1
	23	セレン又はその化合物	0.3	0.3
24	1,4-ジオキサン	0.5 <sup>(燃え殻、ばいじん及びその処理物に適用)</sup>	0.5	
注：溶出試験による値で、溶出液1リットル中に含まれる物質の量を示す。				